

○竹富町地域経済循環創造事業補助金交付要綱

令和6年6月11日告示第49号

令和7年2月7日告示第7-1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、民間事業者等が金融機関等と連携しながら取り組む事業に対し、予算の範囲内において、竹富町地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「国要綱」という。）及び竹富町補助金等交付規則（昭和56年6月4日規則第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、町が地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要となる経費についての補助を行うことにより、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施する取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、町内に事業所を有し、又は設けようとする民間事業者等、あるいは事業提携関係のある事業者が町内に事業所を有し、又は設けようとする民間事業者等であって、国要綱による交付決定に基づき事業を実施する民間事業者等（以下「補助事業者」という。）とする。ただし、町税等の滞納のない者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国要綱第5条に規定する経費とする。

(交付限度額)

第5条 交付限度額は、補助対象経費から金融機関からの融資額及び事業者自己資金（以下「融資額等」という。）を除いた額を対象として、町が補助事業者に補助する経費（以下「補助金額」という。）は、1事業あたり以下の各号に定める方法により算出した額を超えないものとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 融資額等が補助金額と同額以上1.5倍未満の額の場合 2,500万円
- (2) 融資額等が補助金額の1.5倍以上2倍未満の額の場合 3,500万円
- (3) 融資額等が補助金額の2倍以上の額の場合 5,000万円

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書
- (2) 補助対象経費の根拠となる見積書
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請をするに当たって、当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 補助事業の着手（工事等の発注を含む。）は、原則として、次条の規定による補助金の交付決定を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する必要がある場合には、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付決定前着手届（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、事業内容の適否を決定したときは、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

- 2 町長は前項の審査及び決定の可否を判断するために、審査会を置くことができる。
- 3 町長は、前項の交付決定について、必要な条件を付することができる。
- 4 補助金は、最大で1年度1事業者までの交付とする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付申請を取下げよ

うとするときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付申請取下書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、町長から要求があったときは、事業の遂行状況について竹富町地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書（第5号様式）を提出するものとする。

- 2 補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間は、毎会計年度終了後の20日以内に竹富町地域経済循環創造事業交付金事業化収益状況報告書（第16号様式）により事業化収益状況を報告しなければならない。

（事業計画変更等の承認）

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、竹富町地域経済循環創造事業補助金変更交付申請書（第6号様式）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の10パーセント以内の流用を除く。
- (2) 地域金融機関からの融資額を減額しようとするとき。
- (3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助対象事業の目的に変更が生じるものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、一層能率的な補助目的達成に資すると認められるとき。

イ 補助対象事業の目的及び能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。

- (4) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (5) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 町長は、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を竹富町地域経済循環創造事業補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、その日から起算して20日以内又は補助金の交付を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、竹富町地域経済循環創造事業補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容の審査を行い、補助事業者が補助金の決定内容に適合すると認めたときは、交付額を確定し、補助事業者は竹富町地域経済循環創造事業補助金交付確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第13条 補助事業者は、補助金の額の確定の通知を受けたときは、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付（概算払）請求書（第10号様式）により補助金の請求をすることができる。

2 町長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。ただし、町長が必要があると認められる場合には、第7条の規定による交付の決定の後に概算払をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 町長は、事業の中止若しくは廃止の申請があったとき又は次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により、第7条の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく町長の処分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用したとき。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
- (4) 第7条の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 町長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金が既に交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還

を命ずるものとする。

- 3 町長は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号の場合を除く。）には、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の返還及び前項の納付の期限については、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、町長は、未納額についてその未納期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 5 町長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の経理等）

第15条 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の管理等）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（第12号様式）を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める実績報告書に取得財産等管理明細表（第13号様式）を添付しなければならない。

（財産処分の制限）

第17条 補助事業者は、取得財産等について、当該年度から総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「総務省交付規則」という。）別表に定める期間を経過するまでの間は、町長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊

してはならない。

- 2 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第13条第4号及び第5号に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものであり、同第14条第1項第2号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、総務省交付規則第8条の規定によるものとする。
- 3 補助事業者が、第1項に付した条件に基づき承認を受ける場合は、あらかじめ竹富町地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（第14号様式）を町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。
- 4 町長は、補助事業者を取得財産等を処分することによる収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、若しくは一部を町に返還させることができる。

（補助金の返還）

第18条 町長は、補助金の交付により補助事業者が収益が生じたときは、当該補助事業者に対し、竹富町地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書（第15号様式）により、交付した補助金の全部又は一部に相当する額の金銭の納付を命ずることができる。

- 2 前項の規定により納付を命ずることができる額は、第12条の規定により確定した補助金の額を上限とする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、町長に対し、竹富町地域経済循環創造事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第17号様式）を提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全額又は一部の返還を求めるものとする。

（勧告及び助言等）

第20条 町長は、補助事業者に対し、適正化法施行令その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、補助金事業の施行の促進を図るため、必要な勧告若しくは助言をすることができる。

- 2 町長は、補助事業者に対し、必要があるときは、補助金事業を検査し、その結果違

反の事実があると認めるときは、その違反を是正するために必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月11日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年2月7日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

竹富町長 殿

住 所

事業者名

代表者名

竹富町地域経済循環創造事業補助金交付申請書

竹富町地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付金事業の目的

2 交付申請金額 金 円

3 交付金事業経費総括表

交付対象経費区分(円)					備考
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計	

資金区分(円)					
融資額等	公費による交付額			その他	計
		うち地方費	うち国費 (交付金)		

(注) 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円、うち国費(交付金)〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 交付金事業の開始(予定)日 年 月 日

5 交付金事業の完了予定日 年 月 日

- 6 添付書類 (1) 国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書
(2) 補助対象経費の根拠となる見積書
(3) その他町長が必要と認める書類

第2号様式(第6条関係)

番 号
年 月 日

竹富町長 殿

住 所

事業者名

代表者名

地域経済循環創造事業交付金交付決定前着手届出

地域経済循環創造事業交付金について、

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変を含むあらゆる事由によって事業に喪失を生じた場合であっても、当該損失は事業実施主体が負担する
- 2 交付決定を受けた交付金の金額が、交付申請額または交付申請予定額に満たない場合、そのことをもって意義を申し立てない
- 3 着手した後は、交付決定を受けるまでは事業実施計画の変更を行わないことを条件に、下記事業について交付決定を受ける前に事業に着手したいので、届け出ます。

記

・ 事業名	
・ 事業量	
・ 事業費（千円）	
・ 事業実施主体	
・ 着手予定年月日	
・ 完了予定年月日	
・ 交付決定前に事業に着手する理由	

第 号
年 月 日

殿

竹富町長
(公印省略)

竹富町地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった竹富町地域経済循環創造事業補助金については、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付金事業の目的

2 交付額 金 円

3 交付金事業経費総括表

資金区分(円)					
融資額等	公費による交付額			その他	計
		うち地方費	うち国費 (交付金)		

4 交付の条件

- (1) 事業終了後は、速やかに事業実績報告書を提出すること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助事業の内容変更を行う場合は速やかに連絡すること。

第4号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

竹富町長 殿

住 所
事業者名
代表者名

竹富町地域経済循環創造事業補助金交付申請取下書

年 月 日付で交付の申請を行った竹富町地域経済循環創造事業補助金について、その申請を取下げたく、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請を行った年月日

年 月 日

2 申請を取り下げる事由

3 その他

第5号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

竹富町長 殿

住 所
事業者名
代表者名

竹富町地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付 第 号により交付決定された竹富町地域経済循環創造事業補助金について、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第9条の規定により、年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告します。

第6号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

竹富町長 殿

住 所
事業者名
代表者名

竹富町地域経済循環創造事業補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号で交付の決定を受けた竹富町地域経済循環創造事業補助金について、その申請内容を変更したく、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円（前回までの申請額 金 円）

2 計画変更の理由

3 関係書類

(1) 事業変更計画書

(2) その他必要な書類

第7号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

殿

竹富町長 前泊 正人
(公印省略)

竹富町地域経済循環創造事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付 第 号で交付申請のあった、竹富町地域経済循環創造事業補助金に対して、
竹富町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第10条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 補助事業に要する経費

変 更 前 円

変 更 後 円

2 補助金の額

変 更 前 円

変 更 後 円

3 交付の条件

竹富町長 殿

住 所
事業者名
代表者名

竹富町地域経済循環創造事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定された竹富町地域経済循環創造事業補助金の補助対象事業について、完了したもので、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付金事業の名称

2 交付金事業の交付金実績額 千円

3 交付金事業の実施状況

交付金事業者の名称	
着手日	
完了日	

4 交付金事業経費総括表

交付対象経費区分(円)					備考
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計	

資金区分(円)				
融資額等	公費による交付額		その他	計
	うち地方費	うち国費 (交付金)		

(注1) 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円、うち国費(交付金)〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5 添付書類

- (1) 地域経済循環創造事業交付金事業報告書
- (2) 地域経済循環創造事業交付金対象経費整理表
- (3) 金融機関からの融資を証明する書類(融資契約書等)の写し
- (4) 事業の成果がわかるもの(写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等)
- (5) その他町長が必要と認める書類

第9号様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

殿

竹富町長 前泊 正人
(公印省略)

竹富町地域経済循環創造事業補助金交付確定通知書

年 月 日付 第 号により交付決定された竹富町地域経済循環創造事業補助金の補助対象事業に係る交付額について、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付確定額 円

第 号
年 月 日

竹富町長 殿

住 所
事業者名
代表者名

竹富町地域経済循環創造事業補助金交付(概算払)請求書

年 月 日付 第 号により交付決定された竹富町地域経済循環創造事業補助金について、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付要綱13条の規定に基づき、下記のとおり交付(概算払)を請求します。

記

請 求 額 (千円)

第11号様式(第14条関係)

第 号
年 月 日

殿

竹富町長
(公印省略)

竹富町地域経済循環創造事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号により交付決定された 年度竹富町地域経済循環創造事業補助金の交付額については、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第14条の規定により、その交付決定を取り消すこととしたので通知します。

記

1 交付決定取消額 円

2 取消理由

第12号様式（第16条関係）

取得財產等管理台帳

(単位：円)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用年数	保管場所	備考
				円	円				

- (注) １．対象となる取得財産等は、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第１７条２項に定める処分制限額以上の財産とする。
- ２．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- ３．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

第13号様式(第16条関係)

取得財産等管理明細表

(単位：円)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用年数	保管場所	備考
施設設備費				円	円				
機械装置費				円	円				
備品費				円	円				
調査研究費				円	円				
合計									

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第17条第2項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

第 号
年 月 日

竹富町長 殿

住 所
事業者名
代表者名

竹富町地域経済循環創造事業交付金財産処分承認申請書

標記について、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、申請します。

- 1 地方公共団体及び交付金事業の名称
- 2 交付金事業者の名称・所在地・代表者氏名
- 3 総事業費
- 4 交付対象経費
- 5 処分する施設・設備の名称
- 6 処分内容
- 7 処分する理由

- 1 処分する施設・設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。例えば、施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備については、申請時における具体的な用途を記載すること。
- 2 処分内容の欄には、処分の種類(売却、賃貸等)、処分の相手方(買主、借主等)、処分の対価(売却価格、賃貸料等)等を記載すること。

第15号様式(第18条関係)

第 号
年 月 日

殿

竹富町長
(公印省略)

竹富町地域経済循環創造事業交付金返還命令通知書

年 月 日付 第 号により交付決定された竹富町地域経済循環創造事業補助金の補助対象事業に係る交付額について、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第18条の規定により、金 円の返還を命じる。

第 号
年 月 日

竹富町長 殿

住 所
事業者名
代表者名

竹富町地域経済循環創造事業交付金事業化収益状況報告書

年 月 日付 第 号により交付決定された竹富町地域経済循環創造事業補助金について、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第9条2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(単位:円)

交付金 確定額	交付金事業 に係る本年 度収益額	控除額	本年度まで の交付金事 業に係る支 出額	基準納付額	前年度まで の交付金事 業に係る国 への累積納 付額	本年度 納付額	備考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	

(注)

1 「交付金事業に係る本年度収益額:(B)」とは、交付金事業の実施結果の事業化による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。
「総収入を得るに要した額」とは、材料費、労務費、材料費・労務費以外の諸経費(外注費、高熱水費、製造設備に係る減価償却費等)、販売費、一般管理費等で間接費を含む額をいう。
なお、(B)が0又はマイナスの場合には、(C)、(D)、(E)、(G)の項目については、記載しないこと。

2 「控除額:C」とは、交付金事業に要した経費のうち、交付金事業者が自己負担によって支出した額(交付金事業に要した経費-交付金確定額)をいう。
なお、交付金事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から交付金事業年度終了より前年度までの交付金事業に係る収益の累積額を差し引いた額(自己負担額-前年度までの収益累積額)をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの交付金事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は0とする。

3 「本年度までの交付金事業に係る支出額:D」とは、交付金事業に要した経費及び交付金事業年度終了以降に追加的に要した交付金事業に係る経費の合計額をいう。

4 「基準納付額:E」とは「交付金事業に係る本年度収益額:B」から「控除額:C」を差し引いた額に、「交付金確定額:A」を乗じ、「本年度までの交付金事業に係る支出額:D」で除した額をいう。 $E = (B - C)A / D$

5 「前年度までの交付金事業に係る国への累積納付額:F」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

6 「本年度納付額:G」とは、「基準納付額:E」と「累積納付額:F」の合計額が「交付金確定額:A」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額:E」と「累積納付額:F」の合計額が「交付金確定額:A」を超える場合には、「交付金確定額:A」から「累積納付額:F」を差し引いた残額が本年度納付額となる。 $(A > E + F \text{ ならば } G = E)$ 、 $A \leq E + F \text{ ならば } G = A - F$

7 (B) 交付金事業に係る本年度の収益額の計算根拠が確認できる資料を添付すること。

8 国の交付要綱第20条第3項ただし書に該当する場合は、備考欄にその内容を記載するとともに、根拠が確認できる資料を添付すること。

第 号
年 月 日

竹富町長 殿

住 所
事業者名
代表者名

竹富町地域経済循環創造事業交付金消費税
及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定された竹富町地域経済循環創造事業補助金について、竹富町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第19条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 交付金額(交付要綱第12条による額の確定額) | 円 |
| 2 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3-2) | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。